

## パワーハラスメント対策及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理

### 措置等の義務化について

栃木労働局雇用環境・均等室長より、令和2年6月29日付け栃労雇均発0629第1号をもって、標記に係る周知等の協力依頼がありました。

改正労働施策総合推進法により、パワーハラスメント対策の実施が義務化されたことや、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について、妊娠中の女性労働者の母性健康管理上の措置が新たに規定されるとともに（時限措置）、措置を講ずる事業主への助成制度が創設されました。詳細は、以下をご覧ください。

- [パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となります！](#)
- [新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について](#)
- [新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金](#)
- [パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書](#)